



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

インターネットショッピングで「返金」のはずが、逆に「送金」させられる詐欺の相談が全国の消費生活センターなどに寄せられています。

▶事例

欲しい商品をインターネットで検索し、他店より安く販売しているサイトを見つけた。代金1万円を銀行に振り込んだが、商品は届かなかった。サイトにメールで問い合わせると「商品が欠品した。〇〇ペイで返金するのでラインで友達登録してください」と指示があったため、指示どおりラインで手続きを行った。

その後、サイトから「販売店に直接返金させるので販売店のアカウントもラインで友達登録してください」と再度指示され、販売店のアカウントも登録した。すると販売店を名乗る相手からラインの無料通話があり、電話の指示に従って画面共有機能でスマートフォンを操作したところ、結果として10万円を送金していた。

No.244

「欠品のため〇〇ペイで返金します」に注意

▶アドバイス

- ・「〇〇ペイで返金します」と言われたら、まずは詐欺を疑いましょう。
- ・ラインの友だち登録や画面共有を指示されても、決して従ってはいけません。
- ・スマートフォンなどで画面共有を行うと、口座情報や暗証番号などの重要な情報が相手に知られる恐れがあります。
- ・被害に遭った場合は、利用した決済サービスの運営事業者に速やかに連絡するとともに、消費生活センターや警察へ相談しましょう。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX 22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)